

会議録

平成 3 0 年度 第 1 回市川市男女共同参画推進審議会 開催日時 平成 3 0 年 7 月 1 9 日 (木) 1 0 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分 開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A B	
杉山主幹	それでは、会議を進めさせていただきます。 会議の進行にあたりまして、ご発言の際はお手元のマイクを発言する方に回していただきますよう、ご協力をお願いいたします。 なお、本日、鶴木副会長、吉岡委員、佐藤委員、秋元委員、持田委員より、欠席とのご連絡を受けております。 それでは、田口会長、よろしくお願いいたします。
田口会長	それでは、ただ今より、平成 3 0 年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。 本日は、1 5 名中 1 0 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。 また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	<u>了承</u>
田口会長	会議は公開とすることが決定しました。 それでは傍聴人が入室します。
傍聴人	<u>入室</u>
田口会長	それでは、次第により会議を進めます。 議題 1 「市川市男女共同参画基本計画第 6 次実施計画の年次報告について」です。 それでは事務局から説明をお願いします。
田中課長	こんにちは。男女共同参画課 田中でございます。着座にてご報告させていただきます。 それでは初めに、資料 1 をお願いします。 市川市男女共同参画基本計画 第 6 次実施計画、平成 2 9 年度分の年次報告をさせていただきます。 本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第 9 条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただきます。 第 6 次実施計画は、平成 2 9 年度から 3 1 年度までの 3 ヶ年の計画です。今回

は、平成29年度の年次報告でありまして、本実施計画の初年度の年次報告となります。

資料1の2ページをご覧ください。「年次報告に関する説明」です。

第6次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の4段階で評価をすることとしております。

次に、3ページの体系図をお願いします。

平成20年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。主要課題が8、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計画に基づき、第6次実施計画が策定されております。

第6次実施計画では90の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が61事業あります。

第6次実施計画で進行管理していく29の事業について、その概要を4ページから7ページに一覧でまとめております。

それでは、8ページをご覧ください。

主要課題ごとのまとめで、成果指標に係る平成29年度の結果およびその達成率でございます。

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、「各種審議会等の女性委員割合」と「市職員の女性管理職割合」の2つを成果指標としております。

平成29年度の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値34%に対して30.3%、「市職員の女性管理職割合」は目標値22%に対して19.3%で、いずれも目標値には達しませんでした。

目標値の達成に向け、今後も政策・方針決定課程に男女がともに参画できるよう女性登用に取り組んでまいります。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を成果指標としています。e-モニターアンケートの結果は13.9%で、目標値14%に若干届きませんでした。

アンケートでは、男性が優遇されていると感じている方が64%を占めております。女性の社会進出がスムーズに進み、男女が対等な立場で社会参画でき、男女の地位が平等となっていると思う方が増えるよう、これからも様々な機会を通じて啓発してまいります。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を

成果指標としています。目標値 65%に対して、69.4%という結果でした。ワーク・ライフ・バランスという考え方は、とても大事な視点であります。目標値は達成しましたが、まだ、3割の方がご存じないとの結果でもありましたので、ワーク・ライフ・バランスという考え方を、もっと広めていかななくてはならないと感じております。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合を成果指標としています。目標値 43%に対して、39.7%という結果となり目標値に達しませんでした。

まだ、6割の方が固定的性別役割分担意識を持っていると言えますので、その解消に向け、今後とも取り組んでまいります。

主要課題5 生涯を通じた健康支援では、自分の健康のために何かしている人の割合を成果指標としております。

アンケート結果は64.5%で、多くの方が健康のために何らかの取り組みを行っていることがわかりました。健康に関する講座・講演会等、あるいは、実際に体を動かすイベントなどをとおして、健康へのきっかけをつくりながら、今後も市民の健康の保持増進を支援してまいります。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶では、DVは人権侵害であると認識する人の割合を成果指標としています。

85.4%の方が人権侵害であるとの認識をお持ちであるとの結果でありました。DVを含む暴力は決して許されるものではなく、今後も多くの方に正しい知識を持っていただけるよう、啓発してまいります。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと思える人の割合を成果指標としており、63.3%の方がそのように考えているというアンケート結果でした。

イベント等を通じて外国の文化や風習を理解すると同時に、外国人にも日本の文化やしきたりを理解してもらい、お互いが住みやすい市川にしなければなりません。東京オリンピック・パラリンピックを見据え、多文化を認め合う交流を推進してまいります。

主要事業8 男女共同参画を推進する体制の整備では、「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合を成果指標としています。アンケートの結果、80.6%の認知度があることがわかりました。

「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて今後も周知してまいります。

次に、9ページをご覧ください。

9ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において、計画期間である3ヵ年の進行状況を比較できるよう作成するもので、平成29年度は3ヵ年の初年度であります。

個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業、新規事業および女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、事業を抜粋してのご説明とさせていただきます。

そのまま9ページをお願いいたします。

事業No. 1 審議会等への女性委員の参画推進 です。

平成29年4月1日現在の女性委員の割合が31.5%であったことを受け、目標数値に達していない審議会等に対し、改善計画書の提出を求めました。いまだに女性委員のいない審議会等も存在しています。今後も、委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

事業No. 2 女性職員の管理職登用の促進 です。

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、管理職昇任試験の受験資格を初めて有した女性職員と、次年度に有する女性職員に対し、「女性職員研修」を実施しました。

管理職昇任試験における女性の割合は、横ばいです。女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験の受験者を増やしていきたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いします。

事業No. 3 市川市女性人材登録台帳の活用 です。

平成29年度は、男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師等に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やしました。登録者を増やすとともに、より利用しやすい台帳となるよう整備を行い、積極的な活用を今後も働きかけてまいります。

事業No. 4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 です。

市職員の総労働時間短縮の推進と、仕事と生活の調和の実現を図るため、平成29年4月に、市川市は「労働時間革命自治体宣言」を行いました。その他、新規採用職員および女性職員を対象とした研修において、男女共同参画の必要性をカリキュラムに取り入れ、また、ワーク・ライフ・バランスセミナーでは市の職員も受講対象としました。市職員全体で男女共同参画の意識を持てるような研修を今後も実施してまいります。

続きまして、11ページをお願いします。

事業No. 5 男女共同参画センター使用団体の活動促進 です。

この事業は、男女共同参画センターが男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを周知し、継続利用を促進することで、地域での男女共同参画を推進するものです。近隣施設を中心に男女共同参画センターのパンフレットを配布いたしました。男女共同参画センターの利用率は、近年50%前後で推移しておりましたが、平成29年度は利用率、利用人数ともに減少しました。周知活動を拡大し、新規利用者を獲得して利用率の向上を図ってまいります。

事業No. 6 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信 です。

平成29年度は、情報紙を4回発行したほか、男女共同参画週間等に合わせ、広報紙やWebサイト上で情報を発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントに関する情報の発信を行いました。今後もより多くのツールを活用しながら、情報発信を行ってまいります。

続きまして、12ページをお願いします。

事業No. 7 男女共同参画推進のための講演会・講座の実施 です。

平成29年度は主催と共催を含め、22回の講座等を実施することができました。これからも、多くの方が興味を持って参加していただき、かつ、満足していただける講座等の企画をしてまいります。

続きまして、14ページをお願いします。

事業No. 11 未就学児への男女共同参画啓発 です。

この事業は、保育園や幼稚園の園児を対象に人権意識の啓発を行うものです。平成29年度は、市川市立塩焼幼稚園にて、人権擁護委員が紙芝居を用いての人権教室を実施いたしました。未就学の早い段階から人権問題に触れることは重要であり、今後は私立の幼稚園での実施を検討してまいります。

続きまして、15ページをお願いします。

事業No. 14 父子向け講座等の実施 です。

この事業は、家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子での講座を実施するもので、毎年好評の「親子DEクッキング」を開催したほか、平成29年度は、「ウィズカレッジ17」で子育て世代の親子向け講座を開催し、親子での遊び体験とテーマ別の座談会を実施しました。父親の家庭生活への参画のきっかけ作りとして、これからも父子および家族で楽しめる講座を企画してまいります。

続きまして、17ページをお願いします。

事業No. 17 就労支援に関する講座等の実施 です。

平成29年度はパソコン操作に関するセミナーを開催したほか、「ハッピーラ

イフ&キャリアフェスタ」の中で、就労支援に関する相談会を実施しました。女性活躍推進法の施行も踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体などと連携しながら、より有益な講座となるよう今後も内容を工夫してまいりたいと思います。

事業No. 18 ワーク・ライフ・バランス推進事業 です。

この事業は、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、平成29年度は、「仕事と介護の両立支援セミナー」と題しての、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催いたしました。

今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

続きまして、18ページをお願いします。

事業No. 19 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 です。

平成29年度は、職員課主催により「仕事と育児の両立に関する説明会」が実施されたほか、市職員向けの情報紙である、「ワーク・ライフ・バランス通信」が創刊され、定期的に配信が行われています。

第3次市川市役所次世代育成支援行動計画であります「職員みんなで支え合い計画」と連動し、長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など職場環境を改善しながら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んでまいります。

続きまして、20ページをお願いします。

事業No. 23 健康についての意識啓発のための講座等の実施 です。

この事業は、健康についての意識啓発のための講座を実施するもので、平成29年度に新規に設けた講座となります。平成29年度はヨガ講座を開催いたしました。生涯を通じた健康に寄与するために、今後は若年世代に向けた啓発も検討してまいりたいと思います。

続きまして、22ページをお願いします。

事業No. 27 相互理解のための啓発・交流事業 です。

この事業は、在住外国人が安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うものです。平成29年度は地域で活動するNPO法人と連携し、「国際家族のための教育設計ワークショップ」として、参加型の異文化交流講座を実施いたしました。今後は、より多くの在住外国人に参加してもらえる方法を検討し、関係団体と連携して、在住外国人と日本人が交流できる機会を提供してまいります。

続きまして、最終の23ページをお願いいたします。

事業No. 29 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 です。

	アンケートの回答を見ますと、男女の地位の平等については、進んでいるとは言い難い結果です。男女が互いの人権を尊重して責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、実施計画を確実に進めてまいります。 以上、平成29年度の第6次実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。
田口会長	事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。 はい、高塚委員お願いいたします。
高塚委員	事業No. 1 審議会への女性委員の参画推進についてです。 女性委員のいない審議会が5つあるということですが、その審議会の委員の任期は何年くらいなのでしょう。改選のタイミングで変えていかざるを得ないと思います。
田中課長	改選の任期は、この審議会と同様にほぼ2年の任期が多いように思われます。ただこの5つの審議会の中には、すでにある程度の事業が終わり、問題が発生したときだけ開催される審議会もあります。そこについては任期が定まっていないというか、任期がない審議会もありまして、改選によって変わるということがなされていない審議会もございます。
高塚委員	2年ぐらいでどんどん変えていけるのであれば、なかなか女性を登用できていない審議会があるというのは、現在やっている委員に辞めてくれと言にくいみたいな実情があるのでしょうか。
田中課長	高塚委員のおっしゃるようなそういった側面は多分にあるとは思いますが。 ただ、担当部署では、団体推薦という形をとっていたり、また団体の〇〇長でなくてはならなかったりする場合もあります。例えば、その団体の会長でなくてはならない場合などは、会長でなく副会長でもいいように制度を変えてみるなどこちらから投げかけをしているのですが、なかなか進んでいないという現状があります。
高塚委員	もし条例上可能であればですが、委員に辞めてもらうのが難しいような場合は、全体の人数を増やして追加で女性を登用する方法を取るのもいいのかもしれませんのでご検討いただければと思います。 私は現在千葉市の精神医療審査会の委員をやっております、当初弁護士は男性だけでしたが、そこに倍の人数の女性を追加で登用したというケースもあります。審査会の開催回数は変わらないのですが、一人が担当する回数を減らして、男女の数を同じにしているというところもありますので、他にもやりようはあると思います。辞めてくれと言にくい気持ちはすごく分かりますので、増やすという形もありかなと思っています。 もう一点、事業No. 3 女性人材登録台帳についてですが、私は全然知らなかったの、広報はどのようにされているのかなと思いました。
田中課長	広報活動については、広報誌に載せるというやり方をこれまでは取っておら

	ず、HPに載せているという程度でした。ですので、周知活動については、やり方を工夫して、より多くの方の目に触れることが必要と思っているところであります。
高塚委員	例えば弁護士会など、色々な関係団体にチラシなどを送っていただければ、興味のある人は登録しようと思うのではないかと思います。広報誌にも載せれば更に幅広い方が興味を持っていただけるのではないかと思いますので、もう少し広報活動に力を入れていただければと思います。
田口会長	ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。 はい、竹中委員お願いいたします。
竹中委員	ありがとうございます。 事業No. 29の市民意識調査についてです。 まず1点目が、前回の結果を下回ったということですが、どういう層が高い低いなど、いわゆるクロス集計をされていれば結果を伺いたいです。 また、事業概要の欄に「他課の市民意識調査を把握し」と記載がありますが、平成29年度に参考にされた他課の意識調査があれば伺いたいです。
田中課長	まず他課の意識調査についてですが、平成29年度は他課のもので大きなアンケートが特にありませんでしたので、反映させたといったことは特にはありませんでした。 次に、クロス集計につきましては、そこまで対応できていないという現状でございます。
竹中委員	ありがとうございます。 e-モニター制度自体の是非については、この場でも散々言ってきたので繰り返しになるかもしれませんが、やはりわざわざ登録をされている方に対し実施しているためこのような結果が出ているのではないかと思います。eモニだとどうしても年齢の高い世代が対象になってしまうというのであれば、現役世代については別途進めるのもありかなと思います。 一概に市民と言っても色々な方がいると思いますので、eモニの数値を上げるというよりは、その結果を基に事業に反映させていくことがいいのかなと思います。
田口会長	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。 はい、井上委員お願いします。
井上委員	よろしくお願いします。事業No. 13 人権講演会についてです。 例年2校ずつ市川市立の中学校を回っているということですが、今後の課題として「年度に実施できる学校に限りがある」と書いてあり、この「限り」というのは予算的な問題なのか、人力的な問題なのか、どういうことなのかお聞きしたいのと、それを克服できるよう「限り」を取っ払っていただきたいということをお願いしたいです。 また、私立の中学校での実施という点についても今後の課題として挙げられていますが、どのようにお考えいただいているのかお聞かせいただければと思います。

田中課長	人権講演会の実施につきましては、人権擁護委員の内弁護士の委員に講師になっていただいて実施している事業でございます。現在弁護士委員が5人いらっしゃいまして、ローテーションで講師を務めていただいています。 また、昨年度までは2校だったのですが、30年度からは3校に増やすことができ、実施を進めているところであります。ただ課題にある通り、年3校の実施だと、私立も含め卒業するまでに1度も講演会を聞かない生徒が出てしまうことは重々承知しております。どこまで増やせるかが課題であると考えております。 例えば検討段階ではありますが、予算が許せば外部講師も一つの方法と考えております。ただ、まずは人権擁護委員に講師をどこまでお願いできるか、時間的にどこまで可能であるか、というように考えております。
田口会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。
井上委員	ありがとうございます。 「私立での実施が課題」という点については、私学が千葉県知事の管轄になっているなど色々ありますが、「実施できるけど課題」なのか、「市川市立と私立を分ける」という意味なのか、そのあたりはいかがでしょうか。
田中課長	実施できる数から考えまして、私どもも依頼しやすく受託する方も受託しやすいという意味合いで、まずは公立学校にて実施しているということですので、もし私立の学校でも引き受けていただければぜひ拡大したいと考えております。
井上委員	制度上の問題はないということですね。ありがとうございます。 私立の学校もそれぞれ事情があつて、できるできないは色々あると思いますが、もし人権問題等で困っているといった話があれば今後の実施についてはありうるのかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。
田口会長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 では、私からもよろしいでしょうか。 先ほどもお話にあり、総務部長さんも重要なことだとおっしゃっていましたが、事業No. 2の女性職員の管理職登用の促進についてです。 研修回数が3回に増え評価としては「十分に達成できた」とのことでしたが、増えたにも関わらず、主幹職選考試験の女性割合は、わずかではありますが、1%下がってしまったということなので、研修に参加した人数や男女比などの情報も書いていただければ評価と取り組み状況との齟齬も解消できるのかなと思います。
田中課長	取り組み状況の欄に受講者の人数を追加するということでよろしいでしょうか。
田口会長	そうですね、そうすれば具体的に分かります。
田中課長	分かりました。では、公表のときには記載するように対応したいと思います。
田口会長	あとは、今のことに関連してのことですが、事業によって、取組状況や課題の欄に人数や男女比の記載があるものもあれば、そうでないものもあるので、公表

	が可能なものについては記載していただければより具体的なものになると思いますのでご検討お願いいたします。 ほかはいかがでしょうか。 では、高塚委員お願いいたします。
高塚委員	今の女性職員の管理職登用の促進についてです。 女性職員が管理職試験を受け控えしてしまっている原因についてアンケートなどで調査されたことはあるのでしょうか。
田中課長	アンケートについてですが、数年前ではありますが、実施したことがあります。 「管理職になる自信がない」「家庭の事情」といった理由で管理職になりたくないという声が多かったです。
高塚委員	やはり同じ子供を育てている立場からすると、「自分が管理職になるとかえって部下に迷惑をかけてしまう」と考え、真面目な方の方が受け控えしてしまうのではないかと思います。もちろん男性であっても病気になることもありますし、管理職になっても部署全体でフォローしていくという雰囲気や、急な早退にも他の人がフォローに入れるよう、仕事を一人で抱え込まずに常に複数でタスクに取り組む体制づくりやマニュアルの整備などを行っていただけたらと思います。 また、さきほどの「自信がない」という意見も「迷惑かけたらどうしよう」といった意味もあると思いますので、男女共同参画のニュースも昨年からはまったとのことですので、良い取り組みを紹介していただくなどして、受け控えがなくなるように、また、受けようかなと一歩踏み出せるような環境づくりに取り組んでいただければと思います。
田中課長	ありがとうございます。管理職登用試験の案内をする際に、ロールモデルとして管理職になったばかりの職員に「管理職になるとこんないいことがある」などの感想を書いてもらい、受験の案内と一緒に紹介するといった取り組みを始めたところですので、受験者の増加に結び付いてほしいと期待している次第です。
田口会長	では、私からもう少しお伺いしてもよろしいでしょうか。 例えば、事業No. 8の男女共同参画センターロビーの充実・活用についてです。アンケートの実施について目標数値1回に対し実績数値12回と記載されているにも拘らず、自己評価が「やや不十分」というのはどういうことなのかなという印象です。そのあたりを取り組み状況や今後の課題の欄でより明確にいただければ分かりやすいと思います。 また、事業No. 22の女性弁護士による女性のための無料相談についてですが、相談件数実績が122件と昨年度よりも減っているということは、良いことだと思うのですが、評価を見ると「やや不十分」ということなので、読み取りが難しいと感じましたので、表現方法についてご検討いただければと存じます。
田中課長	はい。
田口会長	他にご意見はございますか。 井上委員お願いします。

井上委員	多少ずれるのかもしれませんが、職員のワーク・ライフ・バランスに関連してお聞きしたいです。 毎年春ごろのニュースで、市川市の待機児童のことが県内でもかなり多いと話題になったと思います。市役所内に保育所があるのかどうかなどの現状についてお聞きしたいです。市役所でも女性が働きやすくなっていけば民間にも言いやすいと思いますので、市の現状と市の施策としての男女共同参画課の立ち位置などについてお聞かせ願えればと思います。
田中課長	待機児童のことということで、市役所内に託児所があるかどうかについてですが、市川市には現在はありません。例えば、男女共同参画センターの中に託児所を作るという案や市の公共施設を利用して何かできないかという意見もあります。またこの度市長が変わり、市長もこういったことに対するお考えがあるようなので、少しずつ良くなっていければと考えております。 また、待機児童に関する計画と男女共同参画の計画がお互いにどうリンクしているのかということについては、策定時期が近ければ数値目標を共有したり参考にしたりとでき、逆に離れてしまうとうまくリンクできていないということがありますが、同じ市内の計画ですので可能な限り整合性をつけるよう努力しているところでございます。
田口会長	ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。 萩原委員お願いいたします。
萩原委員	確認だけなのですが、８ページの主要課題４の成果指標には「夫が外で働く～」という考えに「反対」する人の割合とありますが、２３ページの取組状況の欄には、「夫が外で働く～」という考えに「賛成」する人の割合と書かれています。 これについては、「反対」という標記が正しいという認識でよろしいでしょうか。
田中課長	失礼いたしました。萩原委員のおっしゃる通り、「反対」という標記が正しいです。
萩原委員	承知しました。 これについては、国の調査ですと反対の割合が５０％くらいあるのに対し、市川だと３８．７％ということで寂しく感じますのでご尽力よろしくをお願いいたします。
田口会長	他にはよろしいでしょうか。 では、阿部委員お願いいたします。
阿部委員	先ほど井上委員からもご指摘ありましたが、事業Ｎｏ．１３の人権講演会の実施についてです。 私の子供の経験から感想を述べさせていただきたいのですが、実際課題に挙げられている通り、長男は受けているのですが、次男はあいにく受けていないという現実があります。 そこでですが、事業概要にあるように人権擁護委員が中学校を訪れることに目的があるのか、また、人権擁護委員のうち弁護士委員が講師を務めるとの記載がありますが、必ずしも弁護委員でなくてはいけないのかという点についてお聞き

	したいです。 もしそうではなく、市川の中学生に少しでも多く人権や男女共同参画の問題に触れていただきたいということであれば、単に人材に頼るのではなく、学校の先生と連携を増やしたり、家庭教育学級のシステムを活用するのもありかと思います。 私の友人はPTAのボランティアとして学校の道德教育の中に入り、先生と連携してやっていく活動も細々ながらあると聞いております。年間たった2校というのはとても寂しいので、学校教育との連携の中でできるだけ多くの子供たちが人権や男女共同参画の問題に触れる機会を作ってもらえればと思います。
田中課長	まず人権擁護委員についてですが、市川市には全員で18名おります。先ほども申しあげたとおり、そのうち5名が弁護士の委員です。弁護士以外の13名については、小学校の人権教室に携わっており、市内公立小学校全39校に出向いています。対して弁護士委員については中学校の人権講演会を担当するといったすみ分けをしております。阿部委員のおっしゃる通りなるべく多くの中学生に聞いていただきたいので、弁護士委員を中心にどこまで拡大できるのかを考えているところでございます。以上でございます。
田口会長	学校との連携という意見も出ましたので、そちらについてもお願いいたします。 他はいかがでしょうか。 それでは、本日色々なご意見いただきまして、修正する部分もあるかと存じます。意見のあったところを修正、調整し、皆様にご確認いただいた後、公表することによってよろしいでしょうか。
委員一同	了承
田口会長	はい、ありがとうございます。 それでは、続きまして、議題2「第3次DV防止実施計画の年次報告について」です。事務局から説明をお願いします
田中課長	着座にてご報告させていただきます。 それでは資料2をお願いいたします。「第3次DV防止実施計画」の平成29年度年次報告についてご説明いたします。 恐れ入りますが、2ページをご覧ください。 「第3次DV防止実施計画」は「第6次実施計画」の一部分でもありますので、「第3次DV防止実施計画」の進行管理事業についても、市川市男女共同参画社会基本条例第9条に基づき、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」であります。 なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第6次実施計画」と同様であります。

3 ページの体系図をご覧ください。

第3次DV防止実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、基本目標4、取組の方向9、そして、29の事業に体系化されております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

4 ページから6 ページでは、3 ページの体系図にある29の事業概要を一覧でまとめています。

次に、7 ページをご覧ください。

基本目標ごとのまとめで、成果指標に係る平成29年度の結果およびその達成率でございます。

基本目標1 DVを許さない社会づくりは、「DVを知っている人の割合」を成果指標としており、平成29年度の結果は、目標値95%以上に対して90.9%という結果でした。

DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進み、社会的に広く認知されてきております。e-モニターアンケートの結果でも、9割の方が「DVを知っている」との回答でありましたが、目標値には達しませんでしたので、今後もDVに関する正しい知識を持っていただけるよう、効果的な周知に努めてまいります。

基本目標2 安全で安心できる相談体制の充実では、「本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合」を成果指標としており、平成29年度は、目標値50%に対し、54.2%の方に相談窓口を認知していただけているという結果でした。

配偶者暴力相談支援センターの特殊性から、窓口情報は加害者に知らせず、DV被害者には確実に届けたいことから、引き続き、相談窓口の周知を工夫してまいります。

基本目標3 実効性のある自立支援の充実では、「本市のDVに関する支援について知っている人の割合」を成果指標としています。

平成29年度の結果は、目標値30%に対し48.4%という結果でした。平成28年度の結果では、27%の認知度にとどまっていたことから、認知度がとても上昇したことになります。

支援を必要としているDV被害者が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、引き続き、きめ細やかな支援を行ってまいります。

基本目標4 DV根絶の推進体制では、「市の行政支援に期待する人の割合」を成果指標としております。

平成29年度の結果は、目標値80%に対して77.5%にとどまる結果となりました。DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと緊密に連携をはかり、市民の方およびDV被害者に、期待していただけるような、寄り添った体制づくりを目指します。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっており、記載方法については、「第6次実施計画」と同様であります。

ここでも、重点事業と新規事業を中心に、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

事業No. 1 相談窓口の周知活動 です。

この事業は、DV相談窓口の案内チラシとカード等を市の窓口に配布するなどして、相談窓口の周知を行うものです。また、5ヶ国語に対応した案内チラシとカードを配布することで、併せて外国人への周知も行います。

配布箇所については、目標数値を達成できませんでしたが、平成29年度は広報いちかわや市の公式Webサイトでの案内も実施しております。

相談窓口の情報が、DV被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含め、カードやチラシの配布場所拡大をはかってまいります。

事業No. 2 DV根絶強化月間の実施 です。

この事業は、毎年11月をDV根絶強化月間として、様々な世代に対しDV防止の啓発活動を行うものです。

平成29年11月の強化月間中には、外国人相談に迅速に対応するため、通訳者を中心に参加者を募り、DV被害者サポーター養成講座を実施したほか、各種媒体による広報活動を行いました。今後は、DV加害者の気づきにつながるような啓発方法について工夫してまいります。

続きまして、9ページ右側をお願いします。

事業No. 4 学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発 です。

平成29年度は、市内15校の高校1年生に、デートDVのリーフレットを配布いたしました。特に教職員がデートDVについて正しく理解し、生徒に対して適切な対応が取れるよう、今後も継続して啓発を実施してまいります。

続きまして、11ページ右側をお願いします。

事業No. 8 支援計画書による情報共有 です。

この事業は、個々のケースの支援計画書を作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。

平成29年度は、緊急一時保護となった11ケースに対し、情報共有を行いな

がら個々の状況に応じた適切な対応を取ってまいりました。引き続き、情報把握のしやすい支援経過記録となるよう、相談員とともに研鑽に努めてまいります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

事業No. 9 女性弁護士による無料法律相談の実施 です。

平成29年度は122件の相談実績がありましたが、相談可能件数にはまだ余裕のある状況であったため、やや不十分と評価いたしました。引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。

事業No. 10 外国人への相談の配慮 です。

この事業は、外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるものです。

平成29年度は、通訳者が在籍する国際交流団体の方を中心に、DV支援者の養成講座を2回実施いたしました。

外国人のDV相談において、言語が理由で相談に支障が出ないよう、DVについて正しい知識と理解のある通訳者の育成に努めてまいります。

続きまして、14ページ右側をお願いいたします。

事業No. 14 警察との連携強化 です。

この事業は、警察と緊密に連携し、緊急対応の必要な、危険性の高い被害者とその子どもの安全確保をはかるものです。

平成29年度は、警察と連携し13件のケースについて対応を行いました。

DV被害者の安全確保を確実に行うためには、警察による対応が欠かせません。緊急性や危険性を適切に判断し、警察との連携を密にして、DV被害者の安全確保を第一に対応してまいります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

事業No. 15 緊急一時保護の実施 です。

この事業は、緊急性の高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するものです。平成29年度に市が一時保護したケースは5件でした。

DV被害者が、DVによる身体的、精神的ダメージを受けている中、緊急一時保護により生活環境が一変するストレスを抱える状況下において、シェルターへの避難時と避難後における、DV被害者の負担や不安を、少しでも軽減できるような体制づくりを進めてまいります。

続きまして、17ページ右側をお願いいたします。

事業No. 20 保護命令申し立てに関する助言・支援 です。

この事業は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うものです。

	平成２９年度の裁判所への書面提出件数は２件ありました。 担当する職員が保護命令についての理解を深め、保護命令の相談に対し、適切に対応してまいります。 続きまして、１９ページをお願いいたします。 事業Ｎｏ．２３ 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 です。 平成２９年度は、４５件のケースについて、関係部署等との連携、共有を図りました。 多くのＤＶ被害者が子どもを同伴しています。ＤＶは児童虐待にもつながることから、子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して迅速に対応してまいります。 続きまして、２０ページをお願いいたします。 事業Ｎｏ．２６ 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施 です。 この事業は、ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を図るものです。 平成２９年度は、目標の２回を開催し、情報共有のほか、事例検討を行う中で、連携の必要性を再確認いたしました。 今後も、会議開催を継続し、それぞれの現場での虐待支援において、有益な情報交換を行ってまいります。 続きまして、最後２２ページをお願いいたします。 事業Ｎｏ．２９ 支援団体との連携 です。 平成２９年度は、男女共同参画センターを拠点に、ＤＶ防止啓発活動に取り組んでいる市民団体との協働により、定期的に女性のための居場所づくりを実施しました。ひと息つくことのできる空間で、必要に応じてＤＶ支援等に関する情報を得られるスペースとなっております。 今後も、女性が足を運びたいような企画を検討し、ＤＶ防止やＤＶ被害者支援につなげてまいりたいと考えています。 以上、平成２９年度の第３次ＤＶ防止実施計画の年次報告書の内容について、ご説明させていただきました。
田口会長	事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。 高塚委員お願いします。
高塚委員	いくつかあるのですが、事業Ｎｏ．１ チラシやカードの配布先で、昨年、商業施設に配布をお願いしますとお伝えして、コルトンプラザとか置いていただいております。 さらに要望するなら、可能ならば、駅のトイレなどに置いていただくと、かな

	りたくさん増やせるのではないかと思います。駅を利用する方はかなり多いので、行徳駅、地下鉄等、検討していただければと思います。
田中課長	駅のトイレということで、ご提案いただきましたので、ＪＲ、メトロ、京成等含めて交渉していければと思います。ありがとうございます。
阿部委員	つけ加えて、個人の問題ですが、病院というのは置けるのでしょうか。 病院はすでに置かれているのでしょうか。個人経営になりますので、ＤＶ被害に遭われた女性がケガした場合に、自分がケガをした場合に病院に相談に行けるということで、もし、病院に可能ならば、それも要望したいと思います。
田中課長	病院につきましては、平成２８年度に医師会を通じて、配布したことがございまして、平成２９年度はアプローチしなかったもので、無くなっているところもあるかもしれませんので、また対応していきたいと思います。ありがとうございます。
村井委員	同じく事業Ｎｏ．１のチラシとカードですが、言語として、英語・中国語・韓国語・タガログ語ということで、フィリピンまでが第３位ですが、今現在、市川市の人口の中で、外国人の数が異常に増えている国がございまして、現在スペイン語が通じる方ではなく、次は何の言語だと考えてらっしゃるのでしょうか。 実は、今現在は、ベトナムとネパールが、フィリピンと同じ位の数で増えています。なので、もし言葉ということで考えるのであれば、この言葉も是非入れていただきたいというのがひとつ。またそれを置く場所ですが、外国の方がよく利用する場所として、郵便局があります。必ず郵便局から送金したりとか、そういうのがあるので、そういうのがひとつ。普通の一般市民の方としても、郵便局というのは、かなり足を運ぶ場所ではないかと思うので、考えていただけるといいかと思います。以上です。
田中課長	ありがとうございます。郵便局、それからベトナム・ネパールの言葉ということで、作成の際には、国際交流協会さんにもご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
村井委員	少し戻ってしまうのですがけれども、先ほどの男女共同参画計画の方でも、外国人の参加者が少なくて苦慮しているという一文があったのですがけれども、そういったことも含めて、国際交流協会で、外国人の集客とか告知の仕方とか等に関しては、ご相談に乗れるのではないかと思います。
田中課長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
田口会長	高塚委員お願いします。
高塚委員	事業Ｎｏ．４ 学校でのデートＤＶの啓発ですけど、基本的には、男女のカップルを前提にした形でやっているかと思うのですがけれども、今、ＬＧＢＴの問題もあって、実際に男性同士のカップルの中でもＤＶ問題があったりします。多様なカップルがあるし、男性でも被害者になることがあるというのが、わかるような形で、可能であれば、リーフレット配布だけではなく、いじめの講演等の中で、そういうことにも触れていただくとか、なにか授業をやっていただくといいかなと思います。

田中課長	L G B Tにつきましては、近年、社会的にも話題になっていることですので、その辺も含めまして、今後も対応をしていければと思っております。ありがとうございます。
高塚委員	事業No. 9とNo. 10についてですが、女性弁護士による無料法律相談の外国人の方の相談も利用があるのでしょうか。可能であれば、No. 10で、通訳の方を利用しているという話もあったので、弁護士相談に通訳さんも一緒に入っていたらと思います。
田口会長	事務局お願いします。
田中課長	外国人の方が法律相談を利用したのが2件ございましたが、その外国人の方は、日本語が話せる方でしたので、通訳の方は対応しなかったのですけれども、もし、通訳が必要という場合には、対応も可能というふうになっております。
高塚委員	ありがとうございます。事業No. 15の緊急一時保護の今後の課題のところに、シェルター避難にかかる相談者の待ち時間の軽減というのがあったのですが、数時間の待ち時間の問題の話なのか、それとも数日待つような話なのか、教えていただければと思います。
田中課長	待ち時間は数時間です。数日ということはないです。調整のための時間で、私どもとシェルターとの調整、それから私どもと、経済的困窮の場合は支援の問題もありますので、そちらとの調整ということで、すぐにシェルターに収容というわけにはいかないという状況でありまして、そこに時間がかかっているということでございます。
高塚委員	わかりました。次に事業No. 17のところですが、ちょっと外れるかもしれませんが、住民基本台帳の閲覧制限、支援措置についてですが、市町村によって扱いが違うかもしれないのですが、弁護士とか、専門職から住民票を取る手続きをした時に、加害者側の代理人の弁護士であると、支援措置がかかっている時に、取れる市と取れない市があります。市川市では、どういう風に対応されているのかなと思ひまして。
田中課長	申し訳ございません。はっきりとしたことはわからないのですが、市民課から一度聞いたことがあるのは、取れる場合もあると、ケースバイケースでありまして、その時その時で、市民課の方で判断しているというところでございます。
高塚委員	弁護士も取れる場合は、「支援措置がかかっているので本人には伝えるな」とかのコメントつきで取れるのですが、弁護士も資料として持っているもので、うっかりミスで見えてしまうとかということもあるので、取れないほうが被害者側をよくやる弁護士としては安全かなと思います。取れなくても「何の手続きのために必要ですか。」と市から聞かれて、例えば「こういう手続きで裁判所に住所を知らせないといけないんです」と言うと、「では、裁判所に知らせます」ということで、市から、加害者側の代理人には見せないで、裁判所に知らせて、手続き上問題ないようにするとかそういう工夫をなさっている市もあるようなので、原則、よほどのことがない限り、加害者側のほうには伝えないでほしいなと思います。加害者側の代理人の立場からしても、知ってしまっただけ微妙な気持ちになる部分もあり

	ますので。 あと、これに関連して、住所を動かして支援措置をかけるという方も多いと思うのですが、できるだけ安全に配慮するとなると、住民票は動かさないで居所だけ動かすというケースを弁護士としては勧めます。人的なミスで、支援措置がかかっていても、うっかり出てしまうということがどうしてもあります。その場合に困るのが、市町村によって扱いが違うようですけど、住民票を動かしていないと保育所に入れない、DV証明書があっても、「保育所は、住民票を動かさないといけませんよ」と言われたり、児童手当の受給者の変更に戸惑うような市もあったりして、そのあたり、住民票を動かさないで市川市に来られた方への対応で配慮されている点はございますでしょうか。
田中課長	市川市の場合、私どもの相談にくると、委員のおっしゃるとおり、「住民票を動かさないほうがいい、支援措置は完璧じゃない」というご説明をしております、なるべく異動しないようにご案内しているところでございます。それで、異動しないで保育園に入園できるかというところでございますが、そのためにDVの証明書がありますので、そのDV証明書を持って入園の担当課とかが、それぞれ対応しているところでございます。
高塚委員	ありがとうございます。以上です。
田口会長	ありがとうございました。他にご意見はありますか。 竹中委員お願いします。
竹中委員	ありがとうございます。私もいくつかあるのですが、まず、19ページのNo. 23のところですが、今後の課題等のところで、「DV被害と児童虐待は関係することが多いため」と書いてあるのですが、これは具体的にはどういうことでしょうか。
田中課長	親のDVを目撃してしまうケースが多いという、面前DVと言いまして、今、児童虐待のカテゴリーとして入っておりますので、そういった意味で、書かせていただいています。
竹中委員	ありがとうございます。なぜ聞いたかという、男性から女性へのDVを前提にする場合、DV被害を受けている母親が児童虐待しているみたいなこともあるのかなと、この関係ということになると、そういうところに目がいつっちゃうかなという感じがあるので、余計に被害者の方を追い詰めるようなことを類推してしまうかなと思ったので、であれば、もう少し具体的に表現をされたほうがよいかなと思います。 それともう一点が、これはありがたいというか、8ページのNo. 2のDV根絶強化月間の実施のところの今後の課題で、子育て世代やシニア世代及び加害者の気づきにつながる啓発方法を研究するとありますが、以前から話していますが、加害者になっている方は、かなりハードルが高いと思うのですが、ある面、誰でも加害者になりうるという前提になれば、そういう人々に対する啓発活動は必要じゃないですかと話しをさせていただいたので、こういうところを研究しようというところは、ありがたいと思っております。 私が入っているNPO法人ファザーリングジャパンでも児童虐待のところは、

	かなりアンテナが立っていて、そういう催し物とかをやったりしているのですが、そういうところで、あわせてDVという話もちらほらでいたりします。それは、参加しているパパ達でもやはりそのところは、自分もそういう風になりうるという前提で、上から目線でというよりは、自分のこととして考えましょうということで、その対象が子供にいくのか、パートナーにいくのかということで、何かそういうところで、11月に間に合えばいいんですけども、一緒にできればと思っています。何か具体的に今、啓発方法を研究するということで、こんなことをやっていますよというのがあれば、教えていただければと思います。
田中課長	加害者向けということでございましょうか。加害者向けは、まだ、どういう形がいいのかというのがなかなか思いつかない、ついてないというのが現状でございまして、こちらも11月の強化月間に向けてなにかいい手があれば、逆に教えていただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いします。
竹中委員	はい、ありがとうございます。
田口会長	高塚委員、お願いいたします。
高塚委員	今の、加害者側の教育ということですが、全国的に見ても、これに取り組んでいる方は少ないと思います。西船橋にノーティスという団体が、この辺だと力を入れていると思うので、そこの方を講師として呼んで講演するとかも良いかと思います。情報提供です。
田口会長	ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。 阿部委員お願いします。
阿部委員	一点あります。最後のページのNo. 29ですが、支援団体との連携というところで、取組状況のところのDV被害者サポーター養成講座を2回実施されたことですが、実際に養成講座を開いた後にサポーターさんは、どのような活躍の場があって実際にサポート活動をしているのかというところを伺いたいです。
田中課長	DV被害者サポーター養成講座につきましては、大きく分けて通訳の方と支援団体のメンバーの方と養護教諭の方と一般市民の方という形で受講していただいています。 通訳の方に正しい知識を持って通訳する時に役立てていただくことを考えています。支援団体の方につきましては、フリースペースをやっている時に、そういう方がいらっしゃった時には、DVについてご説明したり、正しい相談場所をご案内したりということで、やっていただいています。学校の先生、養護の先生につきましては、それぞれ学校に持ち帰っていただいて対応していただけるだろうという風に考えております。以上でございます。
田口会長	他はいかがでしょう。 私からもよろしいでしょうか。数字がかなり減ったりとあると存じますが、17ページのNo. 19ですが、施設等退所後に居住する自治体等への情報提供とありますが、15件から4件になっていますが、減ったのは、そういう案件がなくなったということで、そんなに気にすることはない、むしろ良かったということなのかなと、そのあたりお願いします。

田中課長	会長のおっしゃる通りでございまして、私共を経由して他市へ避難する方が去年は少なかったということで、このような結果になっております。
田口会長	あとは、これもやはり件数ですけれども、２１ページのＮｏ．２８ 個別ケース検討会議の実施というところについてですが、昨年度は１８回、平成２９年度０回ということになっております。個別ケースの会議が０回ということについて、ご説明をお願いします。
田中課長	こちらは、男女共同参画課が主催でのケース会議ということでございまして、２９年度は、子育て支援課ですとか、他の部署が会議を主催したということで０回ということになっているところでございます。以上です。
田口会長	ありがとうございます。それから、Ｎｏ．２３ 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携ということで、平成２９年度は４５件で多くなっていて、どのように考えればいいのかということを教えていただきたい。 というのも、私も、子供の発達教育に関わっております関係で、例えば、児童相談所等に保護された時の子供の学習支援、その間、学校に行けない子供達がいるんじゃないかと思っているのですが、そのあたりの対応はどうなっておりますでしょうか。
田中課長	シェルター等に入った時の学習支援でしょうか。
田口会長	そうですね。あとは、児童相談所に入った時の場合ですね。
田中課長	児童相談所につきましては、県の施設でございまして、我々、市がタッチするところではないのですが、児童相談所内で勉強をしていると聞いているところではありますが、正確なところは、把握していないところでございます。
田口会長	やはり、子供にとって大変重要な事項でございますので、そのあたり、ご対応というか調べていただければと存じます。 あとは、いかがでございますか。 そうしましたら、ご意見、ご質問等があったところにつきましては、ご対応いただくということで、出来上がったら、皆様にご確認いただいた後、公表するというところでよろしいでしょうか。
委員一同	了承
田口会長	続きまして、議題の３に移ります。「次期実施計画の策定に向けて」でございします。事務局からご説明お願いいたします。
田中課長	着座にてご説明させていただきます。 現在、市川市男女共同参画基本計画の第６次実施計画および、第３次ＤＶ防止実施計画の２年度目が進行中でございます。来年、平成３１年度には本計画の最終年度を迎え、同時に第７次実施計画と第４次ＤＶ防止実施計画の策定作業に入ることとなります。 つきましては、来年度の策定作業がスムーズに進められるよう、また次期計画に委員の皆様のご意見をより良い形で反映させられるよう、今年度の審議会をとおしまして、委員皆様のご意見を頂戴できればと思っておりますのでございます。

はじめに、資料１の８ページをご覧くださいませでしょうか。

先ほど、年次報告でご説明させていただきましたが、改めて、次期計画の策定に向けてヒントとなるものを委員の皆様から頂戴したいと考えています。なお、一部説明が重複しますが、ご了承願います。

平成２９年度、目標値に対しての達成率が最も低かったのは、主要課題１でございます。成果指標となっている「各種審議会等の女性委員割合」と「市職員の女性管理職割合」が、いずれも目標値を下回り達成率も９割を切る状況となっております。対しまして、９ページから１１ページの、主要課題１における各事業を見ていただきますと、改善要請、研修会開催、ＰＲ及び情報発信等、全ての事業で目標数値を達成できており、事業は確実に遂行しましたが、課題が解消されていないという状況でございます。

続きまして、資料１の８ページを再度ご覧ください。主要課題１に次いで、達成率が低かったのは、主要課題４でございます。成果指標であります、「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い、という考えに反対する人の割合」が、平成２９年度のアンケートでは、３９．７％という結果でございました。すなわち、約６割の方が、「夫は外で働き、妻は家を守る」という、固定的性別役割分担意識を少なからず持っているということになります。その回答者の中には男性だけでなく、当然女性もおります。一家を経済的に支えるのは男性の役割であるとする傾向が男女ともにいまだにあることを表していると感じております。

男女共同参画センターでは、これらの課題に対応するため、講座等の事業を実施しております。事前に配布いたしました資料のうち、Ａ３の用紙で「平成３０年度男女共同参画センター講座事業実施計画」をご覧くださいませでしょうか。今年度はこのような計画で講座を実施しております。

現段階での実施状況ですが、まず主催事業の１番、講座名は「ウィズカレッジ１８」です。「家族が輝く勇気づけコミュニケーション、アドラー心理学に学ぶ」としまして、日本支援助言士協会の理事長の鶴田先生を講師にお招きし、あらゆる対人関係に有効な勇気づけを学んで、より良い人間関係を見つけるきっかけを作ることで、男女が対等に喜びを分かち合える男女共同参画社会づくりの推進を目的としたものでございます。６月２４日の日曜日に開催いたしまして、当初、７０名程度で募集をかけましたところ、応募が殺到し、キャンセル待ちを受けるまでの大盛況となったところです。

毎年６月２３日から２９日の男女共同参画週間にちなんで行っている講座ですが、センターの中核事業でもあり、市川市男女共同参画基本計画の主要課題全般に通ずる講座となっておりますので、来年度以降も引き続き世代間を問わず参加していただけるような内容で講座を継続してまいりたいと思います。

	続きまして、主催事業の10番、講座名が「男性の料理教室」でございます。平成29年度も同講座を開催いたしましたが、参加者がすべて60歳以上であった状況から、今年は60歳までの年齢制限を設け、募集を行いました。そうしましたところ、応募者数が減少し定員割れでの開催となってしまいました。 この事業の目指すべきところは、「生活の場での自立の推進」、さらには「男女が協力し支え合う家庭の確立」ということですから、男性の家庭内での自立というのは、当然求められる課題であると考えています。 家庭内での自立には、料理に限らず様々な手段があると考えますので、料理教室を含めまして、集客が期待でき、事業の目的を果たせる講座を改めて検討してまいりたいと考えております。 事業計画はそこまでといたしまして、資料2の7ページをお願いいたします。第3次DV防止実施計画の、基本目標ごとのまとめでございます。基本目標の1、「DVを許さない社会づくり」について、成果指標とは異なりますが、平成29年度のアンケートにおいて、DVの種類別による認知度を問う設問を行いました。 殴る蹴るといった身体的暴力はDVとして認知しているものの、精神的暴力、経済的暴力等はDVには当たらないと認識している方が、まだ多くいらっしゃる事がわかりましたので、周知や啓発の方法をさらに工夫する必要があると感じているところでございます。 続きまして、基本目標の4、「DV根絶の推進体制」ですが、成果指標であります「市の行政支援に期待する人の割合」について、平成29年度のアンケートでは、77.5%にとどまる結果となりました。 まず、先ほどの「DVの認知度」にも通じますが、どんな支援体制を整えましても、それを市民の方に活用していただかないことには「DVの根絶」につながりません。 相談窓口の存在を知らないのに、そこでの支援内容を知ってもらうこと、さらに、行政の支援に期待してもらうことは困難ですので、やはりここでも周知の方法が重要になってくるものと考えます。 一般市民への周知にとどめず、現にDV被害に遭っている方々の気づきや、相談先がわからない、そもそも夫婦間のことを他に相談して良いものなのかと、二の足を踏んでいる方々への勇気づけにもなるような周知が重要と考えております。さらに、DV加害者に対しても、自分が行っている行為が、実はDVであると気づかせる周知についても必要となっております。 男女共同参画の推進やDV対策について簡単にご説明させていただきましたが、委員の皆様には、次期、実施計画の策定に向け、様々な角度からご意見を頂戴いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
田口会長	ありがとうございました。

	平成31年度に策定する、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画、第4次DV防止実施計画について、審議会からのご意見を伺いたい、という事務局からのご提案です。 委員の皆様からご意見、お願いいたします。 達成率の低いものだけでなくてもよろしいということですね。
田中課長	はい。
田口会長	高塚委員お願いいたします。
高塚委員	重点項目の審議会等への女性委員の参画推進と、女性職員の管理職登用促進というところが問題なのかと思うのですが、全体の割合ではなくて、各審議会とか、職員のほうであれば部署ごととか、個別具体的に目標を出していただいて達成していくという取り組みをすることは可能ですか。 部署や審議会の種類によってもかなり差があるのではないかと思います。今の資料だけだと、どういうところがだめで全体を引き下げているのかとか、その辺が見えにくいものですから。低いところ高いところを挙げてもらえれば、他のところは高いのだということが、担当の部署でもわかると思うので、「まずいな」という意識付けにもなっていくのではないかと思います。
田口会長	いかがですか。
田中課長	各所管、部署には全庁的に、「あなたの審議会は何%、他の審議会は何%」という表をお配りしているところですが、なかなか目に触れていただけていないのかもしれないので、その辺は改めて積極的に周知するなりしていければと思っております。ありがとうございます。
田口会長	村井委員お願いします。
村井委員	主要課題の7ですが、国際交流に関して国際的協調、人権啓発というテーマですが、具体的にどういうことを今までなさってきて、またこの先にあるのが何なのかということについて、実際の実施計画のテーマをもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。
田中課長	こちらの主要課題7の「男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進」というところがございます。こちらの事業につきましては、ほとんどの事業が国際交流の部門、専門の部門が市川市の中では国際交流課という部門がありますので、そちらに委ねられているところがございます。男女共同参画課といたしましても、計画の所管課でありますので、何かやっというということで実施計画のところに1つ載せているところです。 今までは外国の方をお呼びして、日本人との交流という意味合いで日本文化のしめ縄作りですとか、そんなことをやったりしてきてはいるのですが、外国の方の参加が非常に少なく、なかなか外国の方と日本人の交流というところまでいっていないものですから、今後の事業展開として、よりお互いが交流し合えるような内容にもっていくことができればと思っております。
村井委員	私どもの場合、重点的に取り組んでいるのは、災害が起こった時に外国人が人

	権として、例えば避難所に行っても良いのだとか、避難物資等を受け取っても良いのだということが、やはり外国人には周知されていない。税金を払っている払っていないに関わらず、誰でも災害が起こった時には公的な支援を受けられるということを、外国人にも知らせるということを大事な事業として考えて活動しているところです。 市川市で行われる防災訓練などにも、なるべく外国人の人たちを連れて行きまして、実際に外国では学校等で行われる避難訓練等、そういうことは文化としてありませんので、そういったことも通じて人権教育に結び付けていくことを考えております。 平常時の交流というよりは、今後近い未来に災害のことも考えなくてはならない部分ですので、そういったことで市民としての外国人というのを日本人も認め、また、外国人の方も何かあった時、自分たちも決してお客様ではなく、例えば通訳として活動できるとか、また、肉体労働でない何かボランティアをしたりするといったことも、あなたたちにも役割があるのだということを教えるような具体的な活動というのを考えていただけると、先につながるのではないかと考えています。以上です。
田口会長	他はいかがでしょうか。
高塚委員	事業No. 19のワーク・ライフ・バランスの推進のところなのですが、育児休業、介護休暇を取った人の割合などを数値で示してもらおうと、情報発信によってどのくらい成果が出ているのか見えてくるので、出してもらえると有難い。それを目標値にしてもらおうほうが、どういう事業が効果的であったか見えるのではないかと思います。 残業がどのくらいか、そこもどのくらいの数値なのかというのを見える形にさせていただいた方が良いかと思います。
田中課長	委員のおっしゃられた育休の取得状況、時間外勤務の状況について、付け加えて公表できればと思います。ありがとうございます。
田口会長	あとはいかがですか。竹中委員お願いいたします。
竹中委員	ありがとうございます。男性の地域への参加というところに絞って、以前市川のTMO講座というところに参加したが、その時に定年退職をして地域デビューでいきなり自治会長となった方が二人いらっしやって、何とかなるだろうと思っていたら、60代で地域に出たら、70代80代で元気な方がいてけっこう会社のノリでやって大変でした、という話があったりした。 今団塊の世代の方が現役でも多くいらっしやると思いますし、いわゆる健康年齢でそこまでお元気な方や、90歳くらいまでお元気な方もいらっしやるので、なかなかその代わりになるというのは難しいと思いますが、さきほど村井委員のお話にもありましたが、やはり防災とかそういうことを考えると、私も50代ですが、逆に市川で子育てをしようという若い親、パパたちやママたちというのは、地域、学校のつながりのところは同世代ではあるのでしょうけれども、中学くらいから私立に行ったりすると、割とそこで切れてしまったりというのもあると思うので、なるべく何か地域に参加するようなことを若い世代から支援をする

	のが良いのかと思います。 男女共同参画センターの実施計画で、正直そういうところに積極的に行こうという人は放っておいても大丈夫なので、そういうところに行きましょうという方をどうするかということだと思うので、前からお話ししていますが、やはりお子さんが生まれたら子育て支援のところで「沐浴やります」というのはありますが、そういうところで少しパートナーシップのこととか、DVとか、絶対自分はする訳ないと思っているパパたちがかかりいいますが、例えば仕事でのストレス等でくるかもしれないので、誰にでも起こりうるということというのは、男女共同参画センターがやりましょうというよりは、他部署との連携というところがかかり肝なのかと思います。 私も会社の中で働き方改革というのを聞きますけれど、それは今降ってきているのでやるのですが、既存の研修をやりましょうという部署はいつまでも同じことをやっていて、また違うそこに上乗せで働き方改革研修のようなのをやると研修の時間で残業が増える、ということも起きていますので、やはりそこは連携してやられるのが良いのかなと思います。市の職員の方へ対する研修の部分では大分頑張っていたいただいていると思いますが。 ひとつは他部署との連携。それと、なるべく市川でこれから生活をしていこうという若いパパたち、先日市長の出でこられたタウンミーティングに参加させていただきましたが、テーマが子育てということでかなり多くの方が来ていた。近隣の市と比べると、子育て支援というところが、正直言ってまだまだこれから市川はやる必要があります、という話もあったので、ますます市川で子育てをしようという方が増えることを市としても期待をしていると思うので、何か関連していく、福祉的でまどろっこしいかもしれませんが、急がば回れではないが、そういうのが良いのかなといったことを感じております。 あとは、さきほどの男性の料理教室というのも、正直私からすると、基礎的なことから学ぶ調理実習というのは、けっこう若いパパたちは、なんとなく自分ではできているというのがあるので、そこは楽しくやりましょうとか、正直このテーマはけっこう固いなと感じるので、表のテーマ、裏のテーマではないですが、やり方については少し工夫の余地があるのではないかと感じました。以上です。
田口会長	他はいかがでございますか。萩原委員お願いいたします。
萩原委員	第6次8ページの審議会の話と、管理職の話。どうしても数値が少ないという永遠の課題だと思いますが、審議会については高塚委員もおっしゃったように、私は社協の代表なので、男しか出てこないというところがありますので、そのあたり各代表をどう考えるかということヒアリングをしていただくとか、改善計画を出しているようですので、本当にこの会の代表でなければいけないのか、それとも女性でも良いのかというあたりをもう少し突っ込んでお聞きすると。社協はどうするかというところですが、たまたま私が男性で、その次は女性がかかるかというとなかなか難しいですけれども、個々に聞いてみるという方法があるのかと思います。 管理職については、主幹試験の受験率が落ちてしまったというところは心配で

	すけれども、この年代が落ちるということはこれから活躍するものがいなくなってしまうということ。今、19.3%が管理職になったということですから、これから若い世代の意識が変わってきているのでしょうから、何がネックなのか、自信が無いって何なのか、というのを、単純に仕事に自信が無いのではなくて、ご家庭の関係があるのかもしれないし、給料も良いしこれで良いのかなという方もいるかもしれないので、そこを交代制の何かを以前考えたこともあったようですが、もう少し突っ込んでいくのはなかなか難しいかもしれないけれども、個々に聞いてみていただければと思います。 それからもう1点の、さきほども竹中委員がおっしゃっていたのですが、eモニをどう考えるのかというところ、「男は外で働き」のあたり、反対意見というのは年代別とか女性とか男性とかありますが、国の方では50%くらい男女とも反対意見があるということなので、もしかするとこのeモニが偏っているかもしれない。やはりクロス集計をしていただいて、弱いところにアプローチしていただくといったことも必要ではないかと思います。以上です。
田口会長	他ご意見いかがでしょうか。秋吉委員お願いします。
秋吉委員	先ほど出ました、男女共同参画の意識作りと学校教育の推進ですが、人権講演会の話も出ましたが、確かに人権擁護委員の限りある専門家を使うというのは限りもあるかと思うので、それ以外の実施していない子どもたちにも平等に人権教育ができるようにということは、私たちも考えているところですが、ひとつは学校教育の中での人権教育が大事なので、男女共同参画課と指導課や教育センターの関係機関とも是非連携してもらって、人権擁護委員ももちろん活用したら良いかと思うのですが、その中で人権教育を広めていくことが大事かと思います。 人権講演の場合には、学校数が限りがあるとすれば、やっていない学校にも何かしらの年度年度の人権教育、人権啓発活動の何かができたら良いかと考えます。今後そういったことも考えていけたらと思っています。個人の意見でございます。
田口会長	ありがとうございました。他いかがでございますでしょうか。 私からもよろしいでしょうか。 審議会の女性委員が増えないという問題があるかと思いますが、先ほどからのご意見に加えて、審議会の委員の数というのがありますので、そこで女性が一人ふえるとパーンと上がるというようなパーセンテージがございますけれども、やはり女性が0というのはよろしくなかなと思いますので、そのあたりを促進できるような目標を作っていただくこともあるのかと思ったりいたしました。 それから女性管理職は大事だと思います。あとは目標値なのですが、202030は市川市ではちょっと遠いのかなと思っておりますが、そのあたりの目標値も今後どう設定されるのか、実態を離れてということは難しいかと思いますが、実態をできるだけ上げていくための、近づくような目標を設定していただくということは大事かと思います。 それからなかなか意識が変わらないと言いますか、固定的な考え方の方々が

	らっしゃるということは、eモニターでの数値ということもありましょうけれども、市だけでなく会社ですとかいろいろな事業所でも、研修というか学習会などを開いていただくことは、学校とか保育園、幼稚園でも大事ですが、そちらも大事かなと考えておりますので、役所以外のところでも研修をしていただく、というのもあるのかなと思います。 委員の皆様もおっしゃっておりますが、やはり学校とかあるいは幼稚園、保育園もとても大事かと思っておりますので、小さい時から人権教育を進めていただくことが大事かなと思っております。 いろいろな数値目標です。やはり効果的に数値目標を設定していただくことは大事かと思っておりますので、保育園の待機児童の人数とか、あるいは有給休暇もなかなか取りにくいという状況があるようなのですが、ワーク・ライフ・バランスの大事なことだと思っておりますので、そういったところも指標に入れていただくようなことも必要かなと思っております。新しくいろいろなことが変わってきておりますので、LGBTの人たちへの理解ですとか対応などを今後指標ですとかに入れていただくと良いのかなと思います。 それからやはり数値だけではなかなか測れないところがあるかと思うのですが、数値では達成できたけど、実際がどうかというあたりはなかなか見えづらい部分があるかと思っておりますので、今後は数値プラス何か中身と言いますか、そういったものも測れるような指標と言いますか、そういったものを策定していただくと、より具体的な問題点も明らかになりまして対応もでき易くなるかと考えました。よろしくお願いいたします。 他、委員の方々、今後の大事な計画ですのでご意見ございませんでしょうか。では、よろしゅうございますでしょうか。 そうしましたら、議題の4に移ります。 その他で委員の方々から何かございますでしょうか。 そうしましたら、ご意見よろしいということで。 それでは最後に、会議録の作成についてお知らせをいたします。本日の会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いいたします。 それではこれを持ちまして、平成30年度第1回市川市男女共同参画推進審議会の会議を終了いたします。 傍聴人の皆様は退室を願います。
傍聴人	<u>退室</u>

平成30年 9 月 17 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 田口 久美子